

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、国立大学法人法第31条の2第1項に基づき、中期目標期間の業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることとなっています。

大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国立大学法人法第31条の3第1項に基づき、文部科学省の国立大学法人評価委員会から要請を受けて、国立大学法人等の第2期中期目標期間（平成22年度～平成27年度）の業務実績評価のうち、教育研究の状況について評価を実施しました。

機構が実施する教育研究評価は、教育研究の特性や法人の運営の自主性・自立性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。さらに、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものです。

この評価報告書が、国立大学法人等の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各国立大学法人等が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民の皆様の理解と支持を得るための一助となることを期待します。

また、このたびの公表に際して、教育研究評価に種々ご協力いただいた評価者並びに国立大学法人等の関係各位に感謝申し上げますとともに、今後とも、機構の評価事業に対してご理解とご支援いただきますよう、よろしく願いいたします。